

第 I 部 審査総論

目 次

第 1 章	審査の基本方針と審査の流れ	- 1 -
1101	審査基準及び審査基準に関連する拒絶理由等の適用時期について	- 1 -
第 2 章	審査の手順	- 1 -
1201	登録調査機関による先行技術調査	- 1 -
1202	特許出願に対する情報提供	- 3 -
1203	国際機関としての日本国特許庁・外国特許庁・登録調査機関の調査結果等を活用する場合の審査	- 10 -
1204	先行技術文献調査結果の記録	- 11 -
1205	拒絶をすべき特許出願	- 14 -
1206	拒絶の理由を発見しない請求項の明示について	- 19 -
1207	特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項	- 24 -
1208	複数の補正書等が提出された場合の取扱いについて	- 35 -
1209	拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い	- 37 -
1210	特許査定起案時の注意	- 38 -
1211	特許査定の際の謄本の送達及び特許査定確定	- 44 -
1212	特許メモ	- 45 -
1213	拒絶査定起案時の注意	- 47 -
1214	拒絶査定確定	- 49 -
1215	最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についてする補正が、 第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断される場合の取扱い	- 50 -
1216	補正の却下の決定起案時の注意	- 54 -
1217	面接等	- 55 -
1218	第 194 条第 1 項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合	- 56 -

第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ

1101 審査基準及び審査基準に関連する拒絶理由等の
適用時期について

[審査基準](#)及び[審査ハンドブック](#)の適用時期を[表 1](#)に示す。また、[審査基準](#)に関連する拒絶理由及び補正の却下の理由の適用時期を[表 2](#)に示す。

第 I 部 第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ

表 1：審査基準及び審査ハンドブックの適用時期

法律	平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成20年法	平成23年法	平成27年法	平成30年法	平成28年法
施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成21年4月1日～	平成24年4月1日～	平成28年4月1日～	平成30年6月9日～	平成30年12月30日～
法改正のポイント	*要約書の採用	*補正の範囲の適正化 *新実用新案制度の導入	*外国語書面出願制度の導入 *明細書の記載要件の緩和	*29条（外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能） *特許存続期間の延長登録制度の見直し	*先行技術文献情報開示制度の導入 *「物」にプログラムが含まれることの明確化 *明細書と特許請求の範囲の分離（H15年7月1日～）	*発明の単一性	*実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 *実用新案登録の訂正の許容範囲の拡大	*発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止 *分割の時期的制限の緩和 *分割制度の濫用防止 *外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長	*不服審判請求期間の拡大	*発明の新規性喪失の例外規定の見直し *冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し	*先願参照出願制度の導入	*発明の新規性喪失の例外規定の見直し	*期間補償のための特許権の存続期間の延長の導入（R2年3月10日以降の特許出願に係る特許権が対象）
審査総論	第I部 審査総論（※）第II部以降の審査基準に関する記載については、以下の適用時期に従う。												
明細書及び特許請求の範囲	第II部 第1章 発明の詳細な説明の記載要件 第II部 第1章 第3節 先行技術文献情報開示要件 第II部 第2章 特許請求の範囲の記載要件 旧審査基準 第1部 第2章 出願の単一性の要件 第II部 第3章 発明の単一性												
特許要件	第III部 特許要件												
明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	旧審査基準 第III部 明細書等の補正 第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 第IV部 第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正												
優先権	第V部 優先権												
特殊な出願	産業別審査基準出願の分割(改訂) 第VI部 第1章 特許出願の分割 第VI部 第1章 第2節 第50条の2の通知 第VI部 第2章 出願の変更 第VI部 第3章 実用新案登録に基づく特許出願 第VI部 第4章 先願参照出願												
外国語書面出願	第VII部 外国語書面出願												
国際特許出願	第VIII部 国際特許出願												
特許権の存続期間の延長	第IX部 特許権の存続期間の延長 第IX部 第1章 期間補償のための特許権の存続期間の延長（特許法第67条第2項） 第IX部 第2章 医薬品等の特許権の存続期間の延長（特許法第67条第4項）												
実用新案	（基本的には特許と同じ） 第X部 実用新案												
特定技術分野	審査ハンドブック附属書B 第1章 コンピュータソフトウェア関連発明 「記録媒体」クレームに関する部分、「2. 1 発明該当性」（平成9年4月1日以降の出願） 「プログラム」クレームに関する部分（平成13年1月10日以降の出願） 審査ハンドブック附属書B 第2章 生物関連発明 審査ハンドブック附属書B 第3章 医薬発明												

審査基準は、基本的には平成7年7月1日以降の出願に適用される。ただし、その後の法改正、運用変更等に伴い、追加・改訂された部分については、適用される出願に限られる場合がある。また、従前の法令の解釈あるいは運用を明確化した部分も含まれていることから、平成6年法施行前にされた出願等の取扱いに際しても参考に供されるものである。

表 2：審査基準に関連する拒絶理由及び補正の却下の理由の適用時期

法律		平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成10年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成23年法		
施行日		平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成11年1月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成24年4月1日～		
拒絶理由	実施可能要件	36条4項					36条4項1号(*9)						
	発明の詳細な説明の記載要件	委任省令要件											
		先行技術文献情報開示要件					36条4項2号(*9)						
	特許請求の範囲の記載要件	サポート要件	36条5項1号、6項			36条6項1号(*4)							
		明確性要件	36条5項2号、6項			36条6項2号(*4)							
		簡潔性要件				36条6項3号(*4)							
		特許請求の範囲の委任省令要件	36条5項3号、6項			36条6項4号(*4)							
	発明の単一性	37条									(*10)		
	発明該当性及び産業上の利用可能性	29条1項柱書											
	新規性	29条1項					(*8)						
進歩性	29条2項					(*8)							
拡大先願	29条の2		(*1)										
先願	39条1項～4項				(*7)			(*11)		(*13)			
不特許事由	32条			(*5)									
新規事項を追加する補正			17条2項(17条の2第2項含)(*2)		17条の2第3項(*6)								
発明の特別な技術的特徴を変更する補正										17条の2第4項(*12)			
補正の却下の理由	目的外補正	請求項の削除	17条の2第3項1号(*3)		17条の2第4項1号						17条の2第5項1号(*12)		
		特許請求の範囲の限定的減縮	17条の2第3項2号(*3)		17条の2第4項2号						17条の2第5項2号(*12)		
		誤記の訂正	17条の2第3項3号(*3)		17条の2第4項3号						17条の2第5項3号(*12)		
		明瞭でない記載の釈明	17条の2第3項4号(*3)		17条の2第4項4号						17条の2第5項4号(*12)		
独立特許要件	17条の2第4項、126条3項(*3)		17条の2第5項、126条5項									17条の2第6項、126条7項(*12)	
拒絶理由	翻訳文新規事項				17条の2第3項(*6)								
	外国語書面出願 原文新規事項				49条5号(*6)			49条6号					
法改正のポイント	・要約書の採用	(*1)実用新案制度の公告公報・公開公報の廃止に伴い、実用新案掲載公報が発行されたものが対象となった。 (*2)補正の範囲の適正化(新規事項) (*3)最初の拒絶理由通知と最後の拒絶理由通知の制度の導入	(*4)明細書の記載要件の緩和 (*5)不特許事由の対象の縮小減少(原子核変換物質)(適及適用) (*6)外国語書面出願制度の導入	(*7)39条5項において拒絶確定出願・放棄された出願に先願の地位がなくなった。	(*8)新規性を阻却する事由として、外国で公知・公用となった発明、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の追加	(*9)先行技術文献情報開示制度の導入	(*10)発明の単一性の法改正	(*11)実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に伴い、39条4項が改正され、実用新案登録に係る考案と同一の発明を出願できるようになった。	(*12)発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止の制度の導入	(*13)39条6項が削除され、冒認出願も先願の地位を有することとなった。			

第2章 審査の手順

1201 登録調査機関による先行技術調査

1. 概要

「登録調査機関による先行技術文献調査」は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関に行わせることにより審査の迅速化を図ることを目的とした調査事業である。

本調査事業は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)第36条の規定に基づくものであり、本調査事業を実施可能な登録調査機関は、同法第37条の規定に基づき、調査業務区分(区分1～39)(同法施行規則第56条において規定)ごとに登録されていなければならない。

2. 登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲

登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲は、多くの案件で内国特許文献に加えて英語特許文献までとなっており、一部の案件については中韓特許文献・独語特許文献も含まれる。また、一部の分野においてはSTN等を用いて非特許文献まで併せて調査することも行われている。

3. 登録調査機関による先行技術文献調査の報告

登録調査機関による先行技術文献調査の報告は、調査業務実施者と審査官が直接面談して、本願の技術内容、検索方針、検索結果及び提示文献の技術内容等の説明を口頭で受けることにより行われる。

また、Web会議システムやテレビ会議システムを介して面談を行う「オンライン対話」も行われている。

4. 検索報告書のセキュリティ管理

納品された検索報告書は、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で閲覧可能である。

ただし、J-PlatPatにおいて閲覧可能となるまで、検索報告書は未公開情報であるため、審査官は、漏えいが生じないように、庁内で適切に管理する。

5. 審査官による評価

審査官は、登録調査機関による先行技術文献調査の結果について、評価票を用いて評価を行う。

評価結果は、各登録調査機関にフィードバックされる。

1202 特許出願に対する情報提供

特許法施行規則第13条の2に規定する特許出願に対する情報提供制度は、特許庁に係属している特許出願に対して、当該特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないことなどについての情報を提供することができる制度である。以下、特許法施行規則第13条の2に規定する特許出願に対する情報提供の具体的運用について記載する。

なお、特許付与後においては、特許法施行規則第13条の3の規定に基づく情報提供が可能となっている。また、実用新案登録出願及び実用新案登録に対しても、実用新案法施行規則第22条、実用新案法施行規則第22条の2の規定に基づく情報提供が可能となっている。

(参考) 特許庁ホームページ「情報提供制度について」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

1. 情報提供者

何人も情報提供をすることができる。

なお、【提出者】の欄における氏名等の記入を省略してもよい。ただし、その場合は【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の欄に「省略」と記載する(特許法施行規則様式第20備考5参照)。

2. 情報提供の対象

特許法施行規則第13条の2の規定に基づく情報提供は、特許出願であって特許庁に係属しているものについてのみすることができる。特許庁に係属しなくなった特許出願(例えば、拒絶査定が確定した特許出願、放棄され、取り下げられ、若しくは却下された特許出願又は既に特許権の設定登録がされた特許出願)については、特許法施行規則第13条の2の規定に基づく情報提供をすることはできない。なお、審査請求の有無は問わない。

3. 提出することができる情報

- (1) 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第29条第1項各号(新規性)の規定により特許を受けることができない旨の情報(頒布刊行物又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報に係るものに加え、公知発明又は公用発

明に基づくものを含む)

- (2) 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第 29 条第 2 項(進歩性)の規定により特許を受けることができない旨の情報
- (3) 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第 29 条の 2(拡大先願)の規定により特許を受けることができない旨の情報
- (4) 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第 39 条第 1 項から同条第 4 項まで(先願)の規定により特許を受けることができない旨の情報
- (5) 対象出願の請求項に係る発明が、特許法第 29 条第 1 項柱書の発明でない又は産業上利用できる発明でない旨の情報
- (6) 対象出願が、特許法第 36 条第 4 項又は同条第 6 項に規定する記載要件を満たしていない旨の情報(ただし、同条第 6 項第 4 号に係るものは除かれる)
- (7) 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正が、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない(新規事項を含んでいる)旨の情報(ただし、外国語書面出願及び外国語特許出願等(特許出願とみなされた国際出願であって外国語でされたものを含む。以下同じ。))における翻訳文新規事項に係るものは含まれない)
- (8) 外国語書面出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない(原文新規事項を含んでいる)旨の情報
- (9) 外国語特許出願等の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、国際出願日等(みなし国際出願日を含む。))における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でない(外国語特許出願等が原文新規事項を含んでいる)旨の情報

(留意事項)

拒絶理由のうち、特許法第 17 条の 2 第 4 項(発明の特別な技術的特徴を変更する補正)、同法第 25 条(外国人の権利の享有)、同法第 32 条(不特許事由)、同法第 36 条第 6 項第 4 号(特許請求の範囲の委任省令要件)、同法第 37 条(発明の単一性)、同法第 38 条(共同出

願)、同法第 49 条第 3 号(条約違反)、同法第 49 条第 7 号(冒認)並びに外国語書面出願及び外国語特許出願等に係る同法第 17 条の 2 第 3 項(同法第 184 条の 12 第 2 項で読み替える場合及び同法第 184 条の 20 第 6 項で準用する場合を含む)の翻訳文新規事項に関しては、情報提供をすることができない。

4. 提出可能な資料

情報提供者は、提供しようとする情報が正しいものであることを証明するために、「書類」を提出することができる。提出できる「書類」には、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しのほか、実験報告書等の証明書類等が含まれる。「書類」に該当しないもの、例えば装置の動作を撮影したビデオテープ等を提出することはできない。

刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写し以外の「書類」が提出される場合とは、例えば以下の場合である。

- (1) 対象出願の請求項に係る発明が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明である旨の情報を提供し、当該発明が出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったことを示す、インターネット等の電子的技術情報の内容をプリントアウトして提出する場合

この場合において、提出された情報のプリントアウトには、その情報の内容、その情報の掲載日時の表示とともに、その情報を取得したアドレス、その情報に関する問合せ先を含む必要がある。その際は、その情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書類を添付することが望ましい。[\(審査基準「第 III 部第 2 章第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方」の 3.1.2 参照\)](#)

- (2) 対象出願の請求項に係る発明が公然知られた発明である旨の情報を提供し、当該発明が出願前に行われた講演・説明会等において説明されたことを示す講演用原稿等を提出する場合

- (3) 対象出願の請求項に係る発明が公然実施された発明である旨の情報を提供し、出願前に公然知られる状況又は公然知られるおそれがある状況において実施された当該発明に係る機械装置、システムなどについて記載した書類を提出する場合

- (4) 対象出願の請求項に係る発明について当業者が実施できるように発明の詳細な説明が記載されていない旨の情報を提供し、それを説明するための実験報告書等を提出する場合
- (5) 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内のものでない(原文新規事項を含んでいる)旨の情報を提供し、それを説明するために、該当箇所の適正な翻訳を記した証明書類及び必要に応じて明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が誤訳であることを明らかにするための技術用語辞典等の写し等を提出する場合
- (6) 対象出願の請求項が作用、機能、性質又は特性で物を特定しようとする記載を含む場合において、その作用・性質等が当業者に慣用されておらず、しかもその定義又は試験、測定方法が当業者に理解できないものであるために特許法第36条第6項第2号違反である旨、又は請求項に係る発明が出願前に頒布された刊行物に記載された発明である旨の情報を提供し、それを説明するために実験報告書等を提出する場合

5. 提供された情報の取扱い

審査官は、提供された情報については、原則、その内容を確認し、審査において有効活用を図ることとする。

6. 提出資料が、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写し又は刊行物以外の書類である場合の取扱い

審査官は、提供された情報及び当該提出資料についての証拠調べ(証人尋問、検証、当事者尋問、鑑定及び書証)をすることなく、その提出書類により証明しようとしている事実の存在について確信を得ることができる場合に限り、その書類を採用し、拒絶理由の有無を審査する。そして、拒絶理由があると認めた場合は、審査官は、拒絶理由を通知する。

ただし、出願人が拒絶理由通知に対する意見書等によりその事実の存在について反論し、当該提出書類に基づき認定される事実を根拠とした拒絶理由により拒絶査定を行うことが正当であると判断するためには証拠調べを要すると認

められることとなった場合は、審査官は、当該拒絶理由を根拠とした拒絶査定を行わないこととする。

(説明)

特許法では、特許出願の審査において証拠調べの規定を置いていないので、特許出願の審査においては証拠調べを行うことができないと解される。したがって、情報提供制度において提供された情報及び提出資料に基づいて特許出願の審査を行う場合においても、審査官は、証拠調べは行わない。そのため、提出資料について証拠調べを行わなければその提出資料により証明しようとしている事実の存在についての心証形成が行えず、したがって拒絶理由がある旨の心証形成ができない場合は、審査官は、その提出資料を採用して拒絶理由の通知をすることはできない。

他方、出願の審査は職権探知主義を採っており、拒絶理由の存否は職権調査事項であるから、情報提供がなされた場合も、審査官は、特許出願の審査において通常行っている職権探知の範囲内で審査を行うことが必要である。したがって、提供された情報及び提出資料に基づいて、証拠調べを行うことなく、拒絶理由がある旨の心証形成をすることができる場合は、審査官は、それに基づく拒絶理由を通知することが安定な権利付与の観点から適切である。

ただし、情報提供に基づく拒絶理由通知をした場合においても、審査官は、通常の拒絶理由通知の場合と同様にその後の出願人の反論をも考慮し、その拒絶理由に基づいて拒絶査定をすることが適正といえるか否かを再度検討する必要がある。そして、出願人の反論等を考慮した結果、適正な拒絶査定をするためには証拠調べによる心証形成が必要であると認められることとなった場合は、証拠調べなしに拒絶査定を行うことは適切でない。しかし、特許出願の審査においては証拠調べができないから、結局のところ上記の場合においては、審査官は、拒絶査定をすることはできない。

なお、刊行物の受入日についての国会図書館への問合せ、公文書の真否についての官公庁への問合せ等、審査官が特許出願の審査において通常行われる職権探知の範囲内で証拠調べと同様の審査を行うことが可能であることは言うまでもない。

7. 情報提供者へのフィードバック

提供された情報の利用状況については、審査官は、情報提供者の希望によりフィードバックを行う(フィードバック希望の旨は刊行物等提出書の【提出の理由】の欄に記載されている)。

審査官は、下記の情報提供フィードバック作成フォームに必要事項を記入し、審査官名を自署した後、調整課に提出する。調整課は、庁内書類としてイメージ取り込みをした後、封書で郵送する。

(記入時の留意点)

- (1) あて先欄には情報提供者(代理人がいる場合には代理人)の住所・氏名を記入する。
- (2) 刊行物提出書に、住所・氏名が省略されていて、識別番号が記載されている場合、識別番号から住所・氏名を調べて記入する。この場合、住所・氏名は、「業務共通メニュー」→「照会業務」→「申請人登録照会」から、識別番号を入力することで確認できる。

情報提供フィードバック作成フォーム

-

様

情報提供に対するお知らせ

特許庁審査官 _____ ()
[自署] 作成者コード

作成日 平成 年 月 日

特願 - 号(特開 - 号公報)に対して情報提供をしていただきありがとうございました。検討の結果、いただきました情報を、審査に利用しました。

[備考]

(※)「審査に利用」とは、審査官が拒絶理由通知・補正却下の決定・前置報告などを作成する際にその情報を利用したことを言います。

8. 出願人への通知

情報提供があった事実は特許出願人に通知される。

9. 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供する。なお、電子出願案件に対して提供された情報のうち、電子化に適したものは電子化書類として閲覧に供する。

10. 情報提供者の当該情報に関する釈明、面接等の機会

情報提供者は特許出願の審査における当事者ではないので、当該情報に関する釈明、対象出願の特許の可否についての説明等のために面接等により審査官と情報提供者とが連絡をとることは認められない。また、情報提供者は、特許法第194条第1項により審査官が書類等の提出を求める対象者となることもできない。

11. 査定がされた後に審査官に利用可能となった情報の取扱い

特許権の設定登録前に提出された情報であっても、特許査定後に審査官に利用可能となった情報については、審査官はこれを考慮しない。また、拒絶査定確定前に提出された情報であっても、拒絶査定後に審査官に利用可能となった情報提供については、審査官はこれを考慮しない(ただし、当該情報が審査官に利用可能となった後に前置審査に係属した場合はこの限りでない。)

1203 国際機関としての日本国特許庁・外国特許庁・登録調査機関の調査結果等を活用する場合の審査

審査官は、国際調査機関及び国際予備審査機関としての日本国特許庁の調査結果若しくは予備審査結果、外国特許庁の調査結果若しくは審査結果又は登録調査機関の調査結果(以下「日本国特許庁、外国特許庁又は登録調査機関の調査結果等」という。)を有効に活用する。審査官は自らの知識、経験に基づき、日本国特許庁、外国特許庁又は登録調査機関の調査結果等に基づいて審査を的確かつ効率的に行うことができると判断したときは、自ら先行技術調査を行うことを要しない。審査官が追加的に先行技術調査を行う場合は、日本国特許庁、外国特許庁又は登録調査機関が既に調査を行った範囲においてより有意義な先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断されるときを除き、日本国特許庁、外国特許庁又は登録調査機関が調査を行った範囲を調査範囲から除外することとする。

1204 先行技術文献調査結果の記録

1. 調査した分野

審査官は、最初に先行技術調査をした後、拒絶理由を通知するときは、「先行技術文献調査結果の記録」に、調査した分野(国際特許分類等で表す)を記載する。[\(審査基準「第 I 部第 2 章第 2 節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」の 3.2 を参照\)](#)

- (1) 「調査した分野」は、原則として国際特許分類(IPC)で表記する。
- (2) 審査に当たって先行技術を調査した場合には、引用文献又は記載すべき先行技術文献を発見しなかったときも、その「調査した分野」を記載する。
- (3) 商用データベースを使用した場合であって、出願人等にとって有益な情報になると考えられるときには、当該商用データベース名を記載する(例：CA(STN))。
- (4) 国際的に普遍性のある商用データベースのみを使用して調査を行っており、IPC を用いて「調査した分野」を記載することが困難な技術分野においては、IPC は記載しなくともよい。

2. 先行技術文献

拒絶理由を構成するものではないが、出願人にとって補正の際に参考になる等、有用と思われる先行技術がある場合は、審査官は、文献の内容を確認したうえで、その文献情報を併せて記録することができる(特許査定起案時に、新たに文献情報を追加する場合も同様。[審査基準「第 I 部第 2 章第 2 節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」の 3.2 参照](#))。

3. 出願人への要請(以下に該当する場合のみ記載する)

先行技術調査によって、次の条件(1)及び(2)の両方に該当する文献が発見され、当該文献を用いて第 29 条第 1 項第 3 号又は第 29 条第 2 項に基づく拒絶理由を通知する場合は、審査官は、出願人への要請を記載する(注 1 及び注 2)。

- (1) 本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献(注 3 及び注 4)
- (2) 本願の一以上の請求項について、当該一の文献のみで新規性又は進歩性を

否定することができる文献(PCT 国際調査報告における X 文献に相当する文献)

- (注 1) 複数の文献の組合せにより第 29 条第 2 項の拒絶理由通知を行う場合又は、第 39 条の拒絶理由通知を行う場合は、審査官は、この要請は行わない。
- (注 2) 当該文献が明細書中に先行技術文献として開示されている場合であっても、審査官は、この要請を行う。
- (注 3) 一部共通する場合を含む。なお、表記上一致しない場合は、審査官は、要請を行わなくてもよい。
- (注 4) 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報も含む。

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○-○○○○○○○
 起案日 令和○○年 ○月 ○日
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○
 特許出願人代理人 ○○ ○○
 適用条文 第29条第1項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

(新規性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1
- ・備考
-

<引用文献等一覧>

1. 特開昭○○-○○○○○○○号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 IPC B43K 8/00 ~ 8/24
DB名
- ・先行技術文献 特開平○○-○○○○○○○号公報
(本願明細書, 段落○○○○, 第○行に記載されている「B」の点については, 本文第○頁, 第○欄, 第○行に記載されている。)
- ・出願人への要請

引用文献1は、本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献であって、本願の一以上の請求項について、当該引用文献のみで新規性又は進歩性を否定するものです。

このような文献に基づいて、事前に発明を適切に評価することは、出願人による適切な請求項の作成に役立つとともに、迅速かつ的確な審査にも資するものと考えられます。出願・審査請求の際には、このような文献を出願人が知っている先行技術文献として明細書中に開示するとともに、特許を受けようとする発明が、このような文献に基づき特許性を有するものであるか否かについて適切な評価を行っていただくようお願いします。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第○部○○ 氏名
 TEL. 03-3581-1101 内線
 FAX. 03- -

1205 拒絶をすべき特許出願

特許出願が、下記のいずれかに該当する場合は、拒絶すべきものとする(第 49 条)。

([審査基準](#)に関連する拒絶理由の一覧については[本審査ハンドブックの 1101 の表 2](#) 参照。)

【第 49 条第 1 号関係】

1. 新規事項を追加する補正

特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が、第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない場合(平成 7 年 7 月 1 日以降の出願について適用される。平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日までの出願については、平成 5 年法の特許法第 17 条第 2 項(特許法第 17 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)が適用される。)

2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正

特許請求の範囲についてした補正が、第 17 条の 2 第 4 項に規定する要件を満たしていない場合(平成 19 年 4 月 1 日以降の出願について適用される。)

【第 49 条第 2 号関係】

3. 外国人の権利の享有

特許出願人が日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人であつて、第 25 条の規定により特許に関する権利を享有することができない場合

4. 発明該当性

特許出願に係る発明が、第 29 条第 1 項柱書に規定する、発明でない場合

5. 産業上の利用可能性

特許出願に係る発明が、第 29 条第 1 項柱書に規定する、産業上利用することができる発明でない場合

6. 新規性

特許出願に係る発明が、第 29 条第 1 項各号の新規性を有しない発明である場合

(平成 12 年 1 月 1 日以降の出願については、外国公知(1 号)、外国公用(2 号)、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(3 号)も拒絶の理由となった。)

7. 進歩性

特許出願に係る発明が、第 29 条第 2 項の進歩性を有しない発明である場合。

8. 拡大先願

特許出願に係る発明が、第 29 条の 2 の規定により、特許を受けることができない発明である場合

(平成 7 年 7 月 1 日以降の出願については、外国語書面出願にあつては、外国語書面に記載された事項の範囲が、PCT 外国語出願(明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたものに限られる。)にあつては、国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲が、本条に規定する先願の地位を有することとなった。)

9. 不特許事由

特許出願に係る発明が、第 32 条に該当するものである場合

10. 共同出願

特許を受ける権利が共有に係るとき、他の共有者と共同で特許出願をしない場合(第 38 条)

11. 先願

(1) 異なった日にされた特許出願同士

同一の発明について異なった日に二以上の特許出願(出願人が同一の場合を含む。)があったとき、最先の特許出願人でない場合(第39条第1項)

(2) 同日にされた特許出願同士

同日にされた特許出願に係る発明(出願人が同一の場合を含む。)が互いに同一であり、かつ、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合(第39条第2項)

(3) 異なった日にされた特許出願と実用新案登録出願

特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日にされたものであり、かつ、特許出願が実用新案登録出願より後にされた場合(第39条第3項)

(4) 同日にされた特許出願と実用新案登録出願

同日にされた特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合(第39条第4項)

(平成11年1月1日以降の出願を審査する場合については、取り下げられ、又は却下された出願に加えて、放棄された出願、又は拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した出願についても、先後願の判断においては初めからなかったものとみなし、先願として取り扱わないこととなった。ただし、同一発明同日出願で協議不成立となることにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した出願に限り、例外として、先後願の判断において先願として取り扱う(先願の地位を残す)。(第39条第5項)

また、平成24年4月1日以降の出願については、冒認出願も先願の地位を有することとなった。)

【第49条第3号関係】

12. 条約違反

特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものである場合

【第49条第4号関係】

13. 記載要件

特許出願が、第36条第4項第1号又は第6項に規定する特許請求の範囲、明細書等の記載要件を満たしていない場合

14. 発明の単一性

特許出願が、第37条に規定する要件を満たしていない場合
(平成16年1月1日以降の出願については、PCTと同様の発明の単一性に関する規定に改正された。)

【第49条第5号関係】

15. 先行技術文献情報開示要件

第48条の7に規定する通知をした後であって、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によっても、なお第36条第4項第2号に規定する要件を満たすこととならない場合

【第49条第6号関係】

16. 原文新規事項

特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない場合

特許出願が外国語特許出願等である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲内でない場合(第184条の18)

【第49条第7号関係】

17. 冒認

特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していない場合

なお、上記法令の適用については、[審査基準](#)等を参考にされたい([審査基準](#)の

適用時期については[本審査ハンドブックの1101の表1](#)参照)。

1206 拒絶の理由を発見しない請求項の明示について

拒絶の理由を発見しない請求項を含む出願について拒絶理由を通知する場合は、審査官は、以下の要領にて、拒絶の理由を発見しない請求項を明示する。

1. 基本的な考え方

拒絶の理由を発見しない請求項の明示は、当該請求項についての審査官の意図を出願人により明確に伝え、出願人の拒絶理由通知への対応(とりわけ当該請求項以外の請求項を削除することによる対応)を容易にする趣旨で行われる。

この趣旨に沿うよう、特許請求の範囲にその請求項のみが記載されていればその時点では拒絶の理由を発見しない場合は、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」とする。すなわち、その請求項以外の請求項を削除する補正のみを行えばその時点での拒絶理由を解消できる場合に、審査官は、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」として明示する。

2. 付記の記載の仕方

特実審査周辺システムの汎用文例には、次の文例が用意(条文の汎用文例中にあらかじめ記載)されている。審査官は、下記の文例の「請求項()」の()内に、拒絶の理由を発見しない請求項の番号を追記する。

拒絶の理由を発見しない請求項に関する付記を行わない場合は、審査官は、この文例を削除する。

(文例)

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

3. 具体例

[事例1] (一部の請求項に進歩性が欠如している場合)

請求項は2項。請求項1に進歩性欠如の拒絶理由を発見。他の拒絶理由は発見せず。

[付記の対応]

特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示

する。

[事例 2] (実施可能要件違反である場合)

請求項は 2 項。実施可能要件違反あり。他の拒絶理由は発見せず。

[付記の対応]

全ての請求項(本事例の場合、請求項 1, 2)に係る発明について実施可能要件違反である場合は、どの請求項が単独で記載されていても、実施可能要件違反の拒絶理由が存在するため、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

一方、例えば、請求項 1 に係る発明については実施可能要件を満たさないが、請求項 2 に係る発明については実施可能要件を満たす場合は、特許請求の範囲に請求項 2 のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項 2 を明示する。

[事例 3] (新規事項が追加されている場合)

請求項は 2 項。明細書に新規事項の追加あり。

[付記の対応]

特許請求の範囲にどの請求項が単独で記載されていても、明細書の新規事項追加の拒絶理由が存在するため、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

なお、例えば、請求項 1 のみに新規事項が追加され、請求項 2 及び明細書には新規事項の追加がない場合は、特許請求の範囲に請求項 2 のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項 2 を明示する。

[事例 4] (単一性欠如、一部の請求項に進歩性欠如)

請求項は 3 項。請求項 1、2 と請求項 3 とは単一性欠如。請求項 1 について進歩性欠如の拒絶理由を発見。

[付記の対応]

特許請求の範囲に請求項 2 のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項 2 を明示する。

なお、請求項3については単一性欠如のため新規性等の審査を行っていない旨の記載を、単一性欠如の拒絶理由の記載の中で行う。

4. 留意事項

(1) 最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において付記を行う

出願人又は代理人に対し審査官の意図を明確に伝えて、拒絶理由通知への対応を容易ならしめるという本施策の趣旨に鑑み、審査官は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において、上記の要領に従って拒絶の理由を発見しない請求項の明示を行う。

(2) 拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記の位置づけ

拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記は、審査部として拒絶理由通知に統一的に記載するものであるが、拒絶理由ではなく法的効力を伴う記載事項ではない。

付記に明示された請求項と拒絶理由の記載とが整合していなかったものについて審査を行う場合は、審査官は、拒絶理由通知書の記載、意見書における出願人の主張等を考慮して、個別案件ごとに適切な対応を行う。

意見書における出願人の主張等を総合的に判断すれば、出願人が拒絶理由通知の記載が正しいことを認識していることが明らかである場合は、審査官は、拒絶理由通知の本文の記載に従って審査を進める。一方、出願人が拒絶理由通知の本文の記載が正しいことを認識していたかどうか不明な場合は、審査官は、再度同旨の拒絶理由通知を行うなど、出願人に対して拒絶理由、拒絶査定の不意打ちとならないよう適切な対応を行う。

(3) 請求項ごとに判断できない拒絶理由を含む場合

例えば、明細書全体の記載不備、新規事項の追加等であって、請求項ごとに判断できない拒絶理由(注)がある場合においては、審査官は、拒絶の理由を発見しない請求項は明示しない。

(注) [審査基準「第1部第2章第3節 拒絶理由通知」の4.\(2\)](#)を参照

(4) 引用形式の請求項についての留意点

引用形式の請求項についても、審査官は、「1. 基本的な考え方」に従って、拒絶の理由を発見しない請求項か否かの判断を行う。

例えば、独立形式の請求項に係る発明に明確性違反又は新規事項の追加などの拒絶理由がある場合は、引用形式の請求項にも同様の拒絶理由がある場合が多いので、審査官は留意する。

5. 拒絶理由通知書における付記の記載例

別紙参照

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○-○○○○○○○
 起案日 令和○○年 ○月 ○日
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○
 特許出願人代理人 ○○ ○○
 適用条文 第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

(進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の特許公報に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧を参照)

- ・請求項 1, 4
- ・引用文献等 1, 2
- ・備考

文例を利用して拒絶の理由を発見しない請求項を明示する。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項(2, 3, 5-7)に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開昭○○-○○○○○○○号公報
2. 特開平○○-○○○○○○○号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 IPC B43K 8/00~8/24
DB名
- ・先行技術文献 特開平○○-○○○○○○○号公報
(本願明細書, 段落○○○○, 第○行に記載されている「B」の点については, 本文第○頁, 第○欄, 第○行に記載されている。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第○部○○ 氏名
 TEL. 03-3581-1101 内線
 FAX. 03- -

1207 特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

特許出願の拒絶の理由中に刊行物等を引用する場合の刊行物等の記載要領は次による。

1. 我が国の特許公報、実用新案公報等¹(記載例)

- (1) 特許発明明細書又は登録実用新案公報(昭和31年以前発行)の場合
 - ア. 特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書
 - イ. 登録実用新案第〇〇〇〇〇〇〇号公報
- (2) 平成6年1月1日施行の新実用新案法に基づく登録実用新案公報の場合
 - 登録実用新案第3〇〇〇〇〇〇〇号公報
- (3) 平成8年1月1日以降に特許査定又は登録査定された出願の特許掲載公報又は実用新案掲載公報の場合
 - ア. 特許第〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - イ. 実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号公報
- (4) 特許公報又は実用新案公報(出願公告)の場合
 - ア. 特公昭〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - イ. 実公昭〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - ウ. 特公平〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - エ. 実公平〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報

ただし大正11年及び大正12年の実用新案公報のときは

 - オ. 実用新案公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報(大正11年)
 - カ. 実用新案公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報(大正12年)

大正13年以降の大正年間の実用新案公報のときは

 - キ. 大正〇〇年実用新案出願公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報
- (5) 公開特許公報又は公開実用新案公報の場合
 - ア. 特開昭〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - イ. 特開平〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - ウ. 特開20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
 - エ. 実開昭〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報(※)

¹ 平成27年4月1日以降に発行された特許公報、実用新案公報等のすべての公報(登録実用新案公報については平成18年1月5日以降、意匠登録公報については平成19年1月5日以降に発行されたものも含む。)は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない(「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。)

- オ. 実開平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報(※)
- カ. 実開20〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報(※)

※ 留意事項

公開実用新案公報のみの引用で足りる場合であっても、その後、再度拒絶理由を通知する必要があることを予防すべく、極力、マイクロフィルム、CD-ROM等明細書全文を引用する。(下記(7)参照)

(6) 公表特許公報又は公表実用新案公報の場合

- ア. 特表昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- イ. 特表平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- ウ. 特表20〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- エ. 実表昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- オ. 実表平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- カ. 実表20〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

(7) 平成5年12月31日以前の旧実用新案法に基づく公開実用新案公報の全文明細書等の場合

<平成5年1月7日以前に発行されたもの>

実願平02－〇〇〇〇〇〇号(実開平03－〇〇〇〇〇〇号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(平成3年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平02－〇〇〇〇〇〇号(実開平03－〇〇〇〇〇〇号)のマイクロフィルム

<平成5年1月8日以降に発行されたもの>

実願平05－〇〇〇〇〇〇号(実開平06－〇〇〇〇〇〇号)の願書に最初に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM(平成6年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平05－〇〇〇〇〇〇号(実開平06－〇〇〇〇〇〇号)のCD-ROM

<平成16年1月8日以降に発行されたもの>

実開2004－〇〇〇〇〇〇号公報

(8) 意匠公報の場合

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号公報

2. 外国及び国際機関の特許明細書、特許明細書抜粋等(記載例)

(1) 世界知的所有権機関国際事務局

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号	(WO, A 1)
国際公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号 ²	(WO, A 2)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート 国際公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート	(WO, A 3)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 4) 国際公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 4)	(WO, A 4)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 8) 国際公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 8)	(WO, A 8)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 9) 国際公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号 (A 9)	(WO, A 9)

(2) 米国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
米国特許出願公開第2 0〇〇/〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, A 1)
米国特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, A) (US, B 1) (US, B 2)
米国再発行特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, E)
米国防衛出願第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, I 4)
米国植物特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, P)
米国意匠特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(US, S)

(3) 欧州特許庁

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
欧州特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(EP, A 1) (EP, A 2)
欧州特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号サーチレポート	(EP, A 3)

² 平成18年4月1日以降に発行された国際公開は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない（「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。）。

欧州特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(E P, B 1)
-------------------	------------

(4) 独国³

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
西独国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, A)
独国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, A 1)
西独国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, B)
西独国特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, B)
西独国実用新案第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, B)
独国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, B 1) (D E, B 2)
独国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書 ⁴	(D E, C 1) (D E, C 2) (D E, C 3) (D E, B 3)
西独国実用新案公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, U)
独国実用新案第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D E, U 1)
旧東ドイツ国経済特許第〇〇〇〇〇〇号明細書	(D D, A 1)

(5) 英国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
英国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は2000001以上	(G B, A)
英国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は1605224以下	(G B, A)
英国特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(G B, B)
英国特許改訂第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(G B, C)

(6) 仏国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
----------------------	------

³ 「出願公開明細書」は独語で「Offenlegungsschrift」、「出願公告明細書」は独語で「Auslegeschrift」、「特許明細書」は独語で「Patentschrift」、「実用新案明細書」は独語で「Gebrauchsmuster」と表記される。

⁴ 「独国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書」を記載する際には、B 3については、番号部を必ず12桁(12桁未満の場合は0埋めして12桁とする)で記載し、C 1～C 3については、番号部を必ず8桁以内(公報の記載とおりに)で記載する。

仏国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A1)
仏国追加特許公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A2)
仏国実用新案証公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A3)
仏国追加実用新案公開第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A4)
仏国特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A) (FR, A5) (FR, B) (FR, B1)
仏国追加特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, B2)
仏国実用新案証特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(FR, A7) (FR, B3)
仏国追加実用新案証特許第○○○○○○○○○号明細書	(FR, B4)
仏国医薬特別特許第○○○○号明細書	(FR, M)

(7) 中国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
中国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(CN, A)
中国特許第1○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「1」の7桁又は9桁	(CN, B) (CN, C)
中国実用新案第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「2」の9桁	(CN, Y)
中国実用新案第2○○○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「2」の9桁	(CN, U)
中国特許出願公告第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, B)
中国実用新案公告第○○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, U)

(8) 韓国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
韓国公開特許第10-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国公開特許第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国特許第10-○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国登録特許第10-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国特許第○○○○○-○○○○○○○○○号公報	(KR, B1)

韓国登録特許第○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国公開実用新案第20-○○○○-○○○○○○○ ○号公報	(KR, U)
韓国公開実用新案第○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, U)
韓国実用新案第20-○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第20-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国実用新案第○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)

(9) スイス

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スイス国特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(CH, A) (CH, A5) (CH, B) (CH, B5)
スイス国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(CH, A3)
スイス国特許出願公告第○○○○○○○○○号明細書	(CH, A4)

(10) 台湾

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
台湾特許出願公開第○○○○○○○○○号公報	(TW, A)
台湾特許第○○○○○○○○○号公報	(TW, B)

(11) オーストラリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
豪国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(AU, A) (AU, A1)
豪国特許出願公告第○○○○○○○○○号明細書	(AU, B2)

(12) カナダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
カナダ国特許出願公開第○○○○○○○○○号明細書	(CA, A1)
カナダ国特許発明第○○○○○○○○○号明細書	(CA, C)

(13) オランダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
蘭国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(NL, A)
蘭国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(NL, C)

(14) オーストリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
オーストリア国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AT, B)
オーストリア国実用新案第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(AT, U1)

(15) デンマーク

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
デンマーク国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(DK, B1)

(16) スウェーデン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スウェーデン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(SE, A)
スウェーデン国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(SE, C2)

(17) フィンランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
フィンランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(FI, B)

(18) チェコ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
チェコ国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(CZ, B6)

(19) ロシア(旧ソ連)

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ソ連国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(SU, A)
ロシア国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(RU, A)

(20) ベルギー

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ベルギー国特許発明第〇〇〇〇〇〇号明細書	(BE, A)

(21) スペイン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は6桁又は先頭が「8」の7桁	(E S, A 1)
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(E S, A 6)
スペイン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 *番号は7桁、サーチレポート有	(E S, A 1)

(22) ポーランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ポーランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(P L, B 1)

3. 発明協会公開技報(記載例)

- (1) 発明協会公開技報公技番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号
- (2) 発明協会公開技報公技番号20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号

4. 逐次刊行物、不定期刊行物及びカタログ

- (1) 著者名、論文名(記事のタイトル)、刊行物名、発行国、発行所、発行年月日、巻数、号数、ページの順に記載する。
- (2) 著者名及び論文名は、必要がない場合には記載を省略することができる。
- (3) 論文名(論文名を記載しない場合には刊行物名)は、「」又は“ ”を付して記載する。
- (4) 刊行物名は、原則として略号を使用しないで記載する。
- (5) 誤認のおそれのない刊行物の場合には、発行所の記載を省略することができる。
- (6) 発行年月日は、刊行物記載の日本年号又は西暦年号を記載する。必要がある場合は、月及び日も記載する。なお、発行年月日が不明の場合には受入れ日をもってこれに代えることができるが、その旨を明瞭に記載しなければならない。
- (7) 発行年月日で巻号を代用できる場合には巻号数の記載を省略することができる。
- (8) ページは、数字の前に「p.」を付して記載する。原則として通巻ページを記載し、通巻ページが示されていない場合にはその号のページを記載する。

引用するページが複数にわたる場合そのページが連続するときには、その最初と最後のページ数をハイフンで結び、不連続の場合には、コンマで区切って表示する。

- (9) 発行国は、() を付して記載する。なお我が国で発行された刊行物の場合には、発行国の記載を省略する。
- (10) 外国語の刊行物については、原語で記載する。

(記載例)

- (1) 井上, “光学材料の最新動向－赤外透過材料－”, 分光研究, 社団法人日本分光学会, 平成8年8月, 第45巻, 第4号, p.197-202
- (2) 立道潤一, 外7名, “イオンドーピング装置”, 日新電機技報, 日新電機株式会社, 平成6年12月7日, 第39巻, 第3号, p.52-58
(注) 本誌には通巻ページがないので第3号の記載は不可欠である。
- (3) エレクトロニクス, オーム社, 1968, 第40巻, 第3号 p. 500- 501, 530
- (4) The Journal of Chemical Physics,(米), 1961, Vol. 34, No.12, p. 313-315
- (5) Nucleonics, (米), Mc Graw-Hill Book Company, 1964年4月, Vol. 22, No. 4, p.76-78, 101
- (6) 「リニアック」, 日本原子力研究所, 特許庁資料館, 昭和38年2月3日受入, p.2

5. 単行本

- (1) 著者(又は編者)、書名、版数、巻数、発行国、発行所、発行年月日、ページの順に記載する。
- (2) 翻訳書の場合は、原著者(又は原編者)、翻訳者、書名の順に記載する。
- (3) 講座、全集のようなシリーズ物の場合は、書名の前にその講座あるいは全集名と、そのシリーズにおける巻数を記載する。
- (4) 書名は省略しないで、「 」又は“ ”を付して記載する。
- (5) 版数は、単行本に表示がない場合は記載しない。
- (6) 発行年月日、ページ、発行国及び原語を使用するときの記載要領は、逐次刊行物の場合に準ずる。

(記載例)

- (1) 村岡洋一著, 「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・

アーキテクチャ」, 第2版, 株式会社近代科学社, 1985年11月, p.123-127

(2) J. W. Mellor, “A Comprehensive Treatise on Inorganic and Theoretical Chemistry”, Vol.□, (米), Longmans Green and Co., 1931, p. 341

6. ダーウエント抄録誌(1980年6月11日以降発行のもの)

抄録誌名、抄録誌の巻数、号数、抄録誌発行年月日、抄録誌発行国と発行所、抄録誌発行分類(ダーウエント分類)、抄録の国名コードと文献番号、引用刊行物名の順に記載する。

抄録誌名は以下のとおりである。

(1) ダーウエント分類 A～M(化学分野) : Basic Abstracts Journal

(2) ダーウエント分類 P～X(非化学分野) : World Patents Abstracts Journal

7. 電子的技術情報⁵

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合は、[本審査ハンドブック「第III部第2章 新規性・進歩性」の3210](#)に準じることとし、WIPO 標準 ST.14(注)に準拠して、該電子的技術情報について判明している書誌的事項を次の順に記載する。

(1) 著者の氏名

(2) 表題

(3) 関連箇所

頁、欄、行、項番、図面番号、データベース内のインデックス又は最初と最後の語句で表示する。

(4) 媒体のタイプ [online]

(5) 掲載年月日(発行年月日)、掲載者(発行者)、掲載場所(発行場所)

(6) 検索日

電子的技術情報が電子媒体から検索された日を括弧内に記載する。

(7) 情報の情報源及びアドレス

電子的技術情報の情報源及びそのアドレス、又は識別番号(Accession no.)を記載する。

(8) 電子的技術情報に、著者名、表題、掲載者(発行者)、掲載場所(発行所)等

⁵ インターネットを利用した方法で公開されたものについては、拒絶理由等に引用する場合「刊行物」という用語を用いない(「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。)

が外国語で開示されている場合には、その原語名を記載する。

(記載例)

新崎 準, 外 3 名, “新技術の動向”, [online], 平成 10 年 4 月 1 日, 特許学会, [平成 11 年 7 月 30 日検索], インターネット

<URL : <http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>>

(注) WIPO 標準 ST.14(WIPO Standard ST.14)

(http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html)

8. 標準関連文書⁶

標準関連文書を引用する場合は、該標準関連文書について判明している次の書誌的事項を記載する。

- (1) 著者の氏名
- (2) 標準関連文書の名称
- (3) 標準化団体の名称、及び標準関連文書の識別番号⁷
- (4) 発行日
- (5) 国際標準逐次刊行物番号(ISSN)
- (6) 関連箇所

インターネット等によって検索した標準関連文書を引用する場合は、上記の情報に加え、判明している上記「7. 電子的技術情報」の情報も記載する(以下の記載例を参照。)

(記載例)

NTT DOCOMO, Power-control mechanisms for dual connectivity [online],
3GPP TSG-RAN WG1#77 R1-142264, 2014.05.10,

[検索日 2017.03.22], インターネット

<URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG1_RL1/TSGR1_77/Docs//R1-142264.zip>, p.1-8

⁶ 技術標準を策定するプロセスにおける、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書(寄書)など様々な技術文書の総称。

⁷ 標準化団体の名称については、標準化団体の正式名称又はよく知られた略称を記載し、可能であれば、関連する会議名やワーキンググループ名も併せて記載する。標準関連文書の識別番号については、当該標準化団体において用いられる、標準関連文書を特定するための識別番号を記載する(id、version など)。両者をカンマで区切る必要はない。

1208 複数の補正書等が提出された場合の取扱いについて

1. 一回目の審査前に又は最初の拒絶理由通知における指定期間内に複数回の補正がされた場合

一回目の審査前に又は最初の拒絶理由通知における指定期間内に、複数回にわたり、明細書等について補正がされた場合は、より新しい補正の内容が明細書等に反映される。

したがって、明細書等の同一の箇所について複数回の補正がされた場合は、その箇所について最後になされた補正の内容が、明細書等に反映される。

2. 最後の拒絶理由通知における指定期間内に複数回の補正がされた場合

最後の拒絶理由通知における指定期間内に複数回にわたり明細書等について補正がされた場合は、第17条の2第3項から第6項までの要件を満たす補正であって、より新しい補正の内容が明細書等に反映される。

したがって、明細書等の同一の箇所について複数回の補正がされた場合は、第17条の2第3項から第6項の要件を満たす補正であって、その箇所について最後になされた補正の内容が、明細書等に反映される。

審査官は、最後の拒絶理由通知に対する応答期間内に複数回の補正がされた場合は、補正のなされた順序に従って、それぞれの補正を却下するかどうかを判断する。

審査官は、2回目以降の補正が第17条の2第3項から第6項の要件を満たしているかどうかを判断する場合は、以下のように判断する。

(1) 第17条の2第3項については、当初明細書等を基準にして、明細書等についての補正が新規事項を追加する補正であるかどうかを判断する。

(2) 第17条の2第4項については、補正後の請求項に係る発明が、それまでに通知された拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明(注)との間で発明の単一性の要件を満たすかどうかによって、特許請求の範囲についてする補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるかどうかを判断する。

(注) 「拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示

された発明」とは、新規性(第29条第1項)、進歩性(第29条第2項)、拡大先願(第29条の2)、先願(第39条)についての審査が行われた発明を意味する。

- (3) 第17条の2第5項及び第6項については、2回目以降の補正の直前に適法に補正がされた明細書等を基準にして、特許請求の範囲についてする補正が第17条の2第5項各号のいずれかの目的に該当するものであるかどうか、また、第17条の2第5項第2号(特許請求の範囲の限定的減縮)を目的とするものである場合は、第17条の2第6項の要件(独立特許要件)を満たすかどうかを判断する。

1209 拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い

送付した拒絶理由通知書中に誤記が発見された場合は、以下のように取り扱う。

1. 拒絶理由通知の指定期間経過前に誤記が発見された場合

審査官は、出願人又は代理人(以下「出願人等」という。)に対し、正しく読み替えて応答してもらい、又は拒絶理由が適切でない旨を意見書で指摘してもらいなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、審査官は、職権更正通知又は職権取消通知を行う([本審査ハンドブック「第XI部第2章 審査関連」の11205の2.](#)又は[4.\(3\)](#)参照)。

2. 拒絶理由通知の指定期間経過後に誤記が発見された場合

審査官は、意見書提出の有無に関係なく改めて拒絶理由を通知する。

ただし、以下の場合は、改めて正しい拒絶理由を通知するには及ばない。

- (1) 出願人等が、その誤記について誤記と判断し、正しく読み替えて意見書を提出した場合
- (2) 出願人等から、その誤記について何らの意思表示がなく(意見書が提出された場合も含む。)、しかも、それが審査官の意図する理由にほとんど影響しない単なる誤字、脱字、などのような軽微な誤記の場合

なお、上記(1)及び(2)の場合において拒絶査定をする際には、拒絶査定之余白に、誤記の点の釈明を備考として付記するのがよい。

(説明)

拒絶理由通知書中に誤記がある場合には、出願人等に対して正しい拒絶理由を通知したことにならないから、このような場合は、審査官は、改めて正しい拒絶理由を通知しなければならない。しかし、上記(1)及び(2)のように、既に正しい拒絶理由が出願人等に通じたと認められる場合にも改めて通知することは、実質的には重ねて同じ拒絶理由を通知することになるから、本文のように取り扱うこととする。

1210 特許査定起案時の注意

1. 第39条第2項、第4項の協議

協議の結果の届出がなされ⁸、定められた一の出願人の出願について特許査定をする場合は、審査官は、「特許査定／登録査定設定」画面から「協議成立メモ」を開き、以下の(1)(2)を入力する。(注)

(1) 協議により定めた一の特許出願人以外の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 上記(1)の出願人の出願に係る発明又は考案の発明者又は考案者の氏名及び住所又は居所

特許出願人が同一である場合においても、(1)(2)を入力する。

(注) 特許法施行規則第29条 協議が成立した旨の特許公報への掲載のため

2. 第30条の発明の新規性喪失の例外

(1) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を認める場合

発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めてその特許出願について特許査定をする場合には、審査官は、その特許出願に係る発明について発明の新規性喪失の理由とみなさなかつた事実を「特許査定／登録査定設定」画面の「特30条メモ」を開いて入力する。

また、上記入力に当たっては、平成23年の法改正によって第30条各項の内容が変更されたことから、特許査定をする出願について、平成23年法改正後の同条が適用されるのか、改正前の同条が適用されるのかを確認し⁹、第1項から第3項までのいずれかの項から適切なものを選択する。

平成23年法改正後の第30条が適用される場合の記載例

(1) 特許法第30条第1項適用、平成〇〇年〇月〇日の〇〇〇〇における出願人の意に反した発表

⁸ 協議の結果の届出がない場合は、特許請求の範囲の補正、出願の取下げ等によって特許法第39条第2項又は第4項の拒絶理由が解消した場合であっても、「協議成立メモ」を作成する必要はない。

⁹ 「3232 平成23年改正特許法第30条の適用対象となる特許出願」又は「平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」参照

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/hatumei_reigai/01_guide.pdf)

(2) 第30条第2項適用、平成〇〇年〇月〇日〇〇大学において開催された
社団法人〇〇学会第〇回大会で発表

特許掲載公報には、上記の摘記事項が掲載される。

(説明)

このような措置をして、上記の事実は当該出願について発明の新規性喪失の理由とみなさなかつた主旨を明らかにしておかないと、第三者がこれを知らないで上記の事実を引用して特許無効審判の請求をするおそれがあるので、このような特許無効審判の請求を防止するために、本文のとおり取り扱うこととする。

(2) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めない場合

- a 発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに、その特許出願について特許査定をする場合であつて、出願人に適用を認めない理由を拒絶理由通知又は拒絶査定において一度も示していないときは、審査官は、あらかじめ発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに特許査定をする旨及び発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めない理由を審査官名で通知(指定期間有り)する。そして、内国人では1月、在外者では3月の経過後、「特許査定/登録査定設定」画面の「特30条メモ」には何も入力せずに特許査定をする。この期間内に出願人から上申書等を通じて、発明の新規性喪失の例外規定の適用は認められるべきとの主張がなされた場合は、その主張も考慮して、発明の新規性喪失の例外規定の適用の可否を再び判断した上で、特許査定をする。

上記通知の記載例

通知書	
特許出願の番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
起案日	令和 〇〇年 〇月 〇日
特許庁審査官	〇〇 〇〇 〇〇〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇
<p>下記について意見がありましたら、この通知書の発送の日から〇〇以内に上申書を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>出願人が特許法第30条第〇項の規定の適用を受けようとする発明は、以下の理由により当該規定の適用を受けることができない。 この出願については、現時点では拒絶の理由を発見しないから、本通知の発送の日から</p>	

1 月（在外者では 3 月）経過後、当該規定の適用を認めずに、特許査定をする。ただし、拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

当該規定の適用を受けることができない発明

〇〇学会雑誌第〇巻第〇号（令和〇〇年〇月〇日）〇〇発行第〇ページに発表

理由

・・・（例えば、審査基準「第 III 部第 2 章第 5 節 発明の新規性喪失の例外」の 2.1 の「(要件 2) 権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと。」を満たさないと審査官が判断した理由を記載する。）

当該規定の適用を受けるためには、上申書では、権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたことが理解できる程度に「特許を受ける権利の承継等の事実」を主張してください。

この通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第〇部〇〇 氏名

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03- -

- b 発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに、その特許出願について特許査定をする場合であって、出願人に適用を認めない理由を拒絶理由通知又は拒絶査定において示しているときは、「特許査定／登録査定設定」画面の「特 30 条メモ」には、何も入力せずに、速やかに特許査定をする。

3. 微生物の寄託

微生物の寄託について付された受託番号がある場合は、審査官は、その受託機関、受託番号を「特許査定／登録査定設定」画面の「菌寄託」を開いて入力する。

4. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄及び出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合(文字数の制限数を超過している場合)は、審査官は、「特許査定／登録査定設定」画面の「備考欄入力」を開き、そこに「発明の名称の続き：〇△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、又は「発明の名称：XX〇△…」等と記載して、発明の名称等を全部記載する(その際、内部データとしては切れている部

分を保持しているので、「変更」ボタンを押下して、「発明／考案の名称」欄の編集は行わない。).

5. 出願日の遡及を認めない場合の対処

(1) 出願日(遡及日)の設定

特殊出願(注)について、出願日の遡及を認めない場合には、審査官は、「特許査定／登録査定設定」画面から「出願種別」を選択し、「出願種別」画面において出願日(遡及日)の設定を行う。

出願日の遡及を一部しか認めない場合(例えば、孫出願に対して子の出願日までの遡及は認めるが、親の出願日までの遡及は認めない場合等)には、「出願日の遡及を一部認める。」を選択して遡及出願日を入力、出願日の遡及を全部認めない場合(特殊出願の現実の出願日とする場合)には、「出願日の遡及を全て認めない。」を選択することより出願日(遡及日)を設定する。

(注) 特殊出願は、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願をいう。

(2) 出願人への通知

出願日の遡及を認めずに、その特許出願について特許査定をする場合であって、出願人に出願日の遡及を認めない理由を拒絶理由通知等において一度も示していないときは、審査官は、あらかじめ出願日の遡及を認めずに特許査定をする旨及び出願日の遡及を認めない理由を審査官名で通知(指定期間有り)する。そして、内国人では1月、在外者では3月の経過後特許査定をする。この期間内に出願人から上申書等を通じて、出願日の遡及は認められるべきとの主張がなされた場合は、その主張も考慮して、出願日の遡及の可否を再び判断した上で、特許査定をする。

上記通知の記載例

通知書	
特許出願の番号	特願○○○○-○○○○○○
起案日	令和 ○○年 ○月 ○日
特許庁審査官	○○ ○○ ○○○○ ○○
特許出願人代理人	○○ ○○
<p>下記について意見がありましたら、この通知書の発送の日から○○以内に上申書を提出してください。</p>	

記

この出願は、以下の理由により出願日の遡及が認められないから、令和〇年〇月〇日にしたものみなされる。

この出願については、現時点では拒絶の理由を発見しないから、本通知の発送の日から1月（在外者では3月）経過後、出願日の遡及を認めずに、特許査定をする。ただし、拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

理由

・・・。（例えば、分割要件が満たされないと審査官が判断した理由を記載する。）

この通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第〇部〇〇 氏名

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03- -

6. 請求項の数

「特許査定／登録査定設定」画面で表示される請求項の数が実際の請求項の数と異なっている場合は、審査官は修正する(特に、前置審査案件)。

7. 「先願参照出願」の出願日を明細書及び図面の提出日とする場合の対処

(1) 出願日の設定

先願参照出願について、出願日を、明細書及び図面の提出日として、特許査定する場合は、審査官は、特許査定時に、その旨を審査基準室に連絡する(注)。その後、審査官は、出願マスタ画面の[基本項目]の「出願」に記載された出願日が、明細書及び図面の提出日となったことを確認した上で、特許査定をする。特許査定を起案する際、審査官は、「特許査定／登録査定設定」画面の「備考欄入力」を開き、そこに「出願日は、明細書及び図面が提出された令和〇年〇月〇日とする。」旨を記載し、さらに、出願日を明細書及び図面の提出日として特許査定をする旨及び出願日を明細書及び図面の提出日とする理由を簡潔に記載する。

(注) 拒絶理由通知や、拒絶査定時には、審査基準室への連絡は不要。

(2) 出願人への通知

出願日を、明細書及び図面の提出日として、先願参照出願について特許査定

をする場合であって、出願人に出願日を明細書及び図面の提出日とする理由を拒絶理由通知等において一度も示していないときは、審査官は、あらかじめ出願日を明細書及び図面の提出日として特許査定をする旨及び出願日を明細書及び図面の提出日とする理由を審査官名で通知(指定期間有り)する。そして、内国人では1月、在外者では3月の経過後特許査定をする。この期間内に出願人から上申書等を通じて、出願日を願書の提出日とすべきとの主張がなされた場合は、その主張も考慮して、先願参照出願の出願日の判断を再び行った上で、特許査定をする。

上記通知の記載例

通知書	
特許出願の番号	特願○○○○-○○○○○○
起案日	令和 ○○年 ○月 ○日
特許庁審査官	○○ ○○ ○○○○ ○○
特許出願人代理人	○○ ○○
<p>下記について意見がありましたら、この通知書の発送の日から○○以内に上申書を提出してください。</p>	
<p>記</p>	
<p>この出願は、以下の理由により、明細書及び図面に記載した事項が、先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であって明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの）に記載した事項の範囲内ないと認められるから、明細書及び図面を提出した令和○年○月○日にしたものとみなされる（特許法第38条の3第4項）。</p> <p>この出願については、現時点では拒絶の理由を発見しないから、本通知の発送の日から1月（在外者では3月）経過後、明細書及び図面を提出した時に出願したものとみなして、特許査定をする。ただし、拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。</p>	
<p>理由</p> <p>・・・（例えば、明細書及び図面に記載した事項が先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面等に記載した事項の範囲内ないと審査官が判断した理由を記載する。）</p>	
<hr/> <p>この通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。</p> <p>審査第○部○○ 氏名</p> <p>TEL. 03-3581-1101 内線</p> <p>FAX. 03- -</p>	

1211 特許査定の謄本の送達及び特許査定の確定

特許査定があつたときは、特許庁長官は、その謄本を特許出願人に送達する(第52条第2項)。

特許査定は、その査定の謄本の送達があつたときに確定する。

1212 特許メモ

1. 特許メモの位置づけ

特許メモは、本願発明と先行技術との対比判断結果を記録したものであり、第 186 条に規定される特許に関する書類とされていることから、閲覧の対象である。また平成 15 年 7 月以降に作成された特許メモは、特許情報プラットフォーム([J-PlatPat](#))で閲覧可能である。

2. 特許メモを作成する案件

特許メモは、審査官が判断の客観性・透明性の担保、第三者による特許査定後の情報提供等に資するために必要と判断した場合に作成される。審査官は、特許メモを作成する場合は、先行技術との対比で発明のポイントを簡潔に記載する。

3. 特許メモの記載内容

特許査定をした案件が新規性・進歩性等を有することが判断できるよう、審査官は、本願発明と先行技術との対比判断結果について、下記の要領に従い、簡潔かつ明瞭に記載する。

- (1) 先行技術にはない本願発明の発明特定事項を明示すれば新規性、進歩性を有することが明らかである場合は、例えば「参考文献には…が記載も示唆もされていない。」のように記載する。
- (2) 先行技術と相違する発明特定事項が、一見単なる設計変更等の場合であって、先行技術にない発明特定事項の明示のみでは進歩性を有することが簡単には認識することができない場合は、有利な効果など進歩性を有する根拠を記載する。例えば、以下のように記載する。
 - (i) 参考文献には…が記載されておらず、一方、本願発明はそれにより…という顕著な効果を発揮。
 - (ii) 【参考文献にない発明特定事項】…。【有利な効果】…。
 - (iii) 参考文献には…が記載されておらず、しかもその点は…から当業者といえども容易に想到しえない。

- (3) 先行技術との対比判断結果を記載する請求項において、その理由が共通する請求項についてはまとめて記載する。

[記載例]

(例 1) 参考文献には「駆動パルスモータの性能を考慮して、変倍時の副走査方向の制御を、拡大時にはモータ速度を変えることにより行い、縮小時にはモータ速度を一定してライン間引きにより行う点」が記載も示唆もされていない。

(例 2) 参考文献には、半導体発光素子の製造方法において「InGaN からなる第 1 半導体層上に、この第 1 半導体層よりも低い温度で成長させた AlN 又は InGaN からなる第 2 半導体層を形成し、更にこの第 2 半導体層よりも高い温度で InGaN からなる第 3 半導体層を形成する」というバッファ層を挿入することが記載されておらず、一方、本願発明はそれにより「InGaN 層の格子歪みを緩和しながら積層できる」という顕著な効果を発揮できる。

(例 3)

【参考文献にない発明特定事項】

アスベスト含有廃棄物の熔融処理法において、化合物 X を添加して熔融する点。

【有利な効果】

熔融温度が低下し、かつ凝固時にガラス化しやすい。

4. 特許メモに対する出願人の意見の提出について

出願人は特許メモに対して上申書により意見を提出することができ、上申書は閲覧の対象である。

なお、上申書は特許査定後に提出されるので、審査官はその内容を考慮の対象としない。

(説明)

特許メモにおいて示した審査官の見解が第三者に対して閲覧可能であることから、これに対する出願人の意見も第三者に対して閲覧可能とすることが適切である。

1213 拒絶査定起案時の注意

1. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄及び出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合(文字数の制限数を超えている場合)は、審査官は、起案書本文の備考欄の最後等に「発明の名称の続き：○△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、又は「発明の名称：X X ○△…」等と記載して、発明の名称等を全部記載する。

2. 第 39 条に基づく拒絶査定起案時の注意

2.1 先願

(1) [審査基準「第 III 部第 4 章 先願」の「4.4.1 他の出願が先願である場合」の「\(1\) 本願の出願人と他の出願の出願人とが異なる場合」](#)

審査官は、先願の確定を待つこととし、拒絶査定起案時には備考欄にその旨記載する。

(文例)

特願○○○○－○○○○○○号の出願は特許第○○○○○○○○号として登録された。

(2) [審査基準「第 III 部第 4 章 先願」の「4.4.1 他の出願が先願である場合」の「\(2\) 本願の出願人と他の出願の出願人とが同じ場合」](#)

審査官は、先願が未確定であっても拒絶査定をする。

2.2 同日出願

(1) 出願人の協議が成立せず、又は協議することができないことを拒絶の理由とする場合は、審査官は、意見書等の提出がなくても直ちに拒絶査定をせず、他の出願についてすべて取下げ、放棄等がされたかどうかを確かめ、すべて取下げ、放棄等がされている場合を除いて拒絶査定をする。

(2) 出願人の協議が成立しなかった場合は、審査官は、その旨を拒絶査定の備考欄に記載する。

(文例)

この特許出願人は、令和〇年〇月〇日付の指令の趣旨に沿う届出をしないから、特（実）願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の出願人との間に協議が成立しなかったものとみなす。

3. 出願日の遡及を認めない場合の対処

平成19年4月1日以降にされた各種出願(注1)であって、出願日の遡及を認めると遡及出願日が平成19年4月1日より前となる特殊出願について、出願日の遡及を認めない場合(注2)は、審査官は、「拒絶査定設定」画面の「出願日遡及設定」を選択し、「出願日遡及設定」画面において出願日(遡及日)の設定を行う。

出願日の遡及を一部しか認めない場合(例えば、孫出願に対して子の出願日までの遡及は認めるが、親の出願日までの遡及は認めない場合等)は、審査官は、「出願日の遡及を一部認める。」を選択して遡及出願日を入力し、出願日の遡及を全部認めない場合(特殊出願の現実の出願日とする場合)には、「出願日の遡及を全て認めない。」を選択することより出願日(遡及日)を設定する。

(注1) 各種出願は、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願をいう。

(注2) 出願日の遡及を認めない場合とは、拒絶理由通知にて、出願日の遡及を一部又は全部認めない旨の指摘を行い、遡及を一部又は全部認めない状態のまま拒絶査定を行う場合である(審査基準「[第VI部第1章第1節 特許出願の分割の要件](#)」の4.1、[同「第VI部第2章 出願の変更」](#)の3.及び同「[第VI部第3章 実用新案登録出願に基づく特許出願](#)」の3.参照)。これ以外の場合は、出願日は遡及しているものとして取り扱われる。

1214 拒絶査定確定

拒絶査定確定とは、拒絶査定が、特許法に規定する不服の申立て方法によりこれを取り消すことができない状態になったことをいう。拒絶査定が確定するのは、以下の(i)又は(ii)の場合である。

- (i) 拒絶査定不服審判の請求がなく、その査定の謄本の送達があった日から原則 3 月(注)(出願人が在外者である場合には特許庁長官の職権で 1 月延長される。)を経過した場合

(注) 詳細については[審判便覧61-03](#)参照

- (ii) 拒絶査定不服審判の請求があった場合において、審判の請求は成り立たない旨若しくは審判の請求を却下する旨の審決が確定したとき、又は請求書の却下の決定が確定したとき

1215 最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についてする補正が、 第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと 判断される場合の取扱い

最後の拒絶理由通知後の明細書等についてする補正が第 17 条の 2 第 3 項及び第 4 項の要件を満たしている場合であって、特許請求の範囲についてする当該補正が第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断されるときは、審査官は、以下のとおり取り扱う。

1. 複数の請求項又は一の請求項の複数の箇所に対する補正の目的がそれぞれ異なる場合

少なくとも 1 以上の箇所についての補正が特許請求の範囲の限定的減縮を目的としたものである場合であって、当該請求項に係る発明が独立して特許を受けられるものでないときは、審査官は、補正を却下する([審査基準「第 I 部第 2 章第 6 節 補正の却下の決定」の 3.2 参照](#))。

例 1：請求項 1 についての補正の目的が誤記の訂正であり、請求項 2 についての補正の目的が特許請求の範囲の限定的減縮である場合であって、補正後の請求項 2 に係る発明が独立して特許を受けられるものでないときは、審査官は、補正を却下する。

2. ある請求項についての一の補正が、第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断される場合の取扱い

ある請求項についての一の補正に関し、出願人が一の目的を主張しており、かつ、当該補正がその目的でされたものと判断される場合は、審査官は、その目的で補正がされたものとして審査を進める。

出願人が補正の目的を主張していない場合、出願人が補正の目的を複数主張している場合、出願人は補正の目的を主張しているが、補正がその目的でされたとは判断されない場合等、補正が、第 17 条の 2 第 5 項各号に掲げる二以上の事項のいずれを目的としたものか特定できない場合は、次のように取り扱う。

ある請求項についての一の補正が、請求項の削除、誤記の訂正又は明瞭でない記載の釈明の二以上のみを目的としてされたものと判断される場合は、いずれの目的であるかに関わらず、審査官は、当該補正を却下することなく、補正

後の明細書等に基づいて審査を進める。

ある請求項についての一の補正が、特許請求の範囲の限定的減縮を目的としたものとも、それ以外の事項を目的としたものとも判断される場合は、審査官は、特許請求の範囲の限定的減縮又はそれ以外の事項のうち、その目的で補正したとすれば、拒絶査定すべきでないとは判断される目的があるかどうかを検討する。

拒絶査定すべきでないとは判断される目的があれば、審査官は、その目的で補正がされたものとして審査を進める。

特許請求の範囲の限定的減縮を目的としたものであっても、それ以外の事項のいずれを目的としたものであっても、結果として、拒絶査定すべきと判断されるときは、審査官は、その補正が特許請求の範囲の限定的減縮を目的としたものであるとして審査を進める。

なお、審査官は、特許請求の範囲についての補正が、第17条の2第5項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものとは判断される場合であって、前記二以上の事項のいずれを目的としたものか特定できないときは、出願人に、第17条の2第5項各号に掲げる事項のいずれを目的としたものかを説明した書類の提出を求めることができる。その結果、補正がいずれの事項を目的としたものかを判断できた場合は、審査官は、その目的で補正がされたものとして審査を進める。

例2：補正前の特許請求の範囲には、請求項1及びその従属請求項である請求項2が記載されており、補正によって、補正前の請求項2のみとする補正がされた場合、当該補正は、請求項1の削除を目的とした補正とも、請求項2を削除して請求項1を請求項2の構成で限定する特許請求の範囲の限定的減縮を目的とした補正ともいえる。

このとき、先の拒絶理由通知において、補正前の請求項1について新規性欠如及び進歩性欠如、請求項2について進歩性欠如の拒絶理由通知をしていたが、意見書等を参照した結果、補正後の発明(補正前の請求項2)について進歩性欠如の拒絶理由を維持できず、新たな先行技術に基づく進歩性欠如の拒絶理由を発見した場合は、補正が特許請求の範囲の限定的減縮を目的としてされたものとする、補正後の発明は独立して特許を受けられないので、補正を却下した上で補正前の請求項1の新規性欠如及び進歩性欠如を理由に拒絶査定となる。

しかし、請求項の削除を目的としてされたものとする、先に通知した拒絶理由は維持できないため、新たに進歩性欠如の拒絶理由通知をすることとなる。

このような場合であって、出願人が補正の目的を主張していない、出願人が複数の目

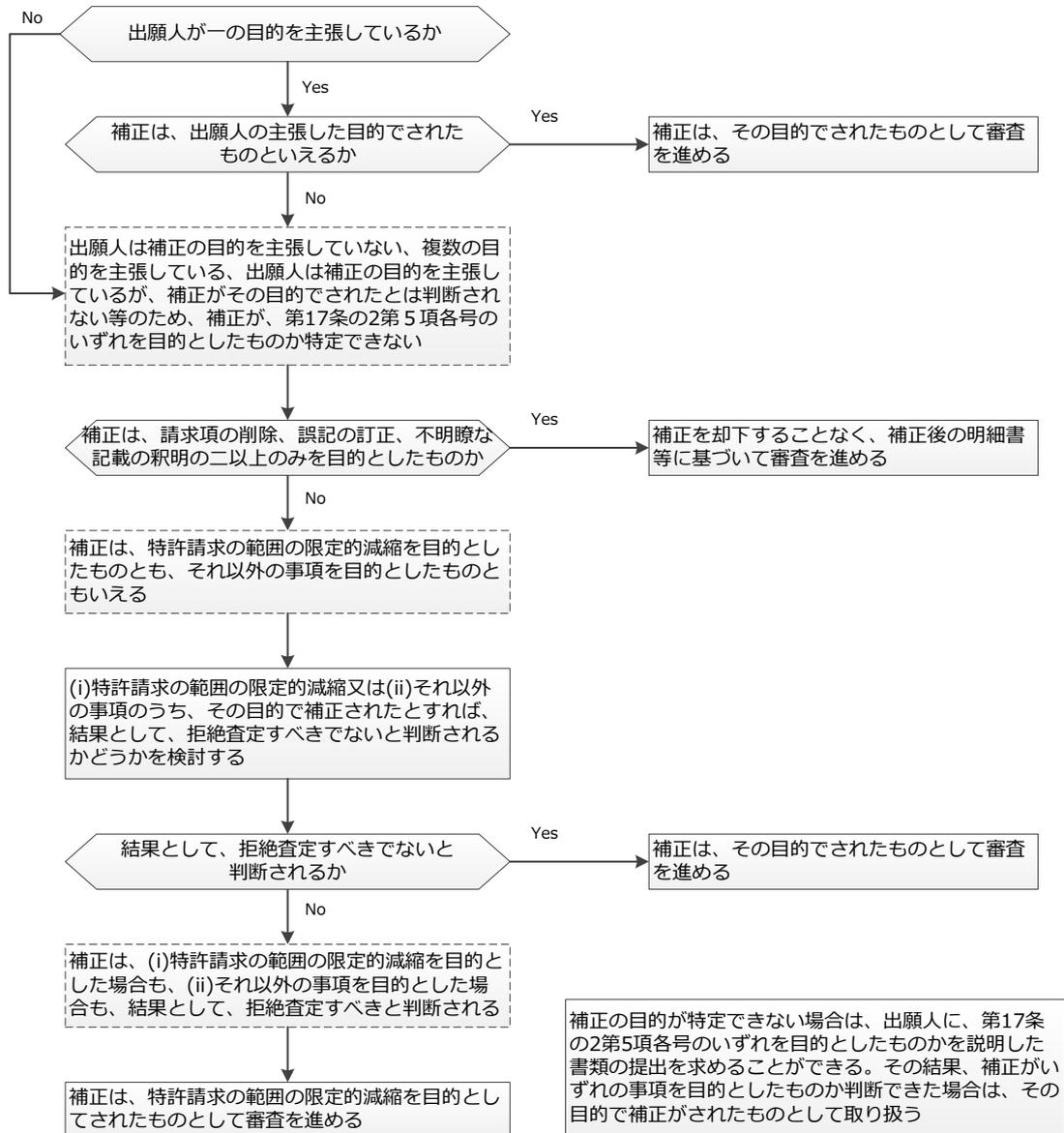
的を主張している、出願人は補正の目的を主張しているが、補正がその目的でされたとは判断されない等、補正の目的を特定できないときは、補正は請求項の削除を目的としてされたものとして審査を進める。

また、先の拒絶理由通知において、補正前の請求項 1、2 の両方に進歩性欠如の拒絶理由通知をしており、その進歩性欠如の拒絶理由が補正後も維持できると判断される場合は、補正が特許請求の範囲の限定的減縮を目的としてされたものとする、補正後の発明は独立して特許を受けられないので、補正を却下した上で拒絶査定となる。また、請求項の削除を目的としてされたものとしても進歩性欠如の拒絶理由を解消していないので拒絶査定となる。

このように、いずれの目的としても、結果として、拒絶査定となる場合であって、出願人が補正の目的を主張していない、出願人が複数の目的を主張している、出願人は補正の目的を主張しているが、補正がその目的でされたとは判断されない等、補正の目的を特定できないときは、補正は特許請求の範囲の限定的減縮を目的としたものとして審査を進める。

図：ある請求項についての一の補正が、特許法第17条の2第5項各号に掲げる二以上の事項を目的としたものと判断される場合の取扱い(2. 参照)

(※)補正は、第17条の2第3項及び第4項の要件を満たしているものとする。



1216 補正の却下の決定起案時の注意

1. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄及び出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合(文字数の制限数を超えている場合)は、審査官は、起案書本文の「理由」欄の最後等に備考欄を設け、「備考 発明の名称の続き：○△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、又は「備考 発明の名称：X X○△…」等と記載して、発明の名称等を全部記載する。

2. 発明の名称が補正されている補正書に対する補正の却下

発明の名称が補正されている補正書に関して補正の却下の決定をする場合は、審査官は、その補正の却下の決定には、その補正書により補正された発明の名称を記載しないで、補正前の発明の名称を記載することとする。

(説明)

補正の却下の決定は、補正書に記載している補正事項全体についてされるものとして、上記のように取り扱うものとする。

1217 面接等

「面接」とは、審査官と代理人等(代理人が選任されていない場合は、原則、出願人本人。ただし、出願人が法人の場合であって、当該法人の知的財産部員等が責任ある応対をなし得る者である場合に限り、知的財産部員等も可能。)とが、特許出願の審査に関わる意思疎通を図るための面談を意味し、審査官の技術理解を容易にすることを意図した技術説明を含む。「面接」には、審査官が出願人等の所在地付近に出張して行う面接(出張面接)やテレビ面接システムを用いた面接(テレビ面接)を含む。

また、上記意思疎通を図るための「電話・ファクシミリ等による連絡」は、上記「面接」に準ずる手続として取り扱う。

(※)面接等の詳細については、「面接ガイドライン【特許審査編】」参照

https://www.ipa.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html

1218 第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合

第194条第1項の規定によれば、審査官は当事者に対し審査のために必要な書類その他の物件(以下「書類等」という。)の提出を求めることができる。この規定に従い、例えば下記の場合は、審査官は、出願人等に対して参考資料等の書類のほか、ひな形・見本等の提出を求めることができるものとする。

1. 提出を求めることができる書類等の例

- (1) 請求項に係る発明の認定に際し、発明の技術内容が難解であること、明細書の分量が膨大であること、又は請求項の数が膨大であることなどにより、その発明を理解することが困難な場合には、審査官は、出願人等に対し、発明の内容を明らかにするための参考資料として、例えば、請求項に記載された発明特定事項がそれぞれ実施例のどの部分と対応するかを説明した書類、発明の要旨を簡明に説明した書類、請求項どうしの関係を示した図表などの提出を求めることができる。

(説明)

明細書、特許請求の範囲及び図面の記載によって発明の内容を理解することができない又は困難である場合は、拒絶の理由を通知するのが原則である。しかし、特許出願に係る発明が、特殊な専門技術に関するものであって発明の理解が困難であり、又は明細書の分量若しくは請求項の数が膨大であって発明の理解に長時間を要すると判断されるが、一方において明細書、特許請求の範囲及び図面の記載には一応不備な点がなく、直ちに拒絶の理由を通知するなどの処理をするのは適当でないと認められるものについては、発明の理解を容易にするため例外的に拒絶の理由の通知以外の上記のような措置をすることが審査処理上必要と認められるので、本文のように取り扱うこととする。

- (2) 拒絶理由の通知後、意見書における主張に理解が困難な点があり、しかもその点が審査に重大な影響を及ぼすと認められる場合においては、審査官は、出願人等に対し、意見書における主張を更に明瞭に説明した書類の提出を求めることができる。
- (3) ひな形・見本・実験報告書等(以下「見本等」という。)によらなければ、明細書中に記載されている作用、効果などが確認できない場合であって、見本等の提出によって、出願当初から、明細書又は図面の記載が明確かつ十分な

記載であったことが確認できるようなときは、審査官は、出願人等に対し、見本等の提出を求めることができる。

実験報告書等としては、学術雑誌の発表論文、鑑定書などが含まれ、これらの書類は、多くの場合第三者の作成したものが望ましい。

- (4) 分割出願が分割の実体的要件を満たしているかどうかを容易に理解することができない場合、又は分割出願に係る発明が原出願に係る発明若しくは他の分割出願に係る発明と同一でないかどうかの判断に相当の時間を要する場合は、審査官は、出願人等に対し、原出願の明細書等のどの記載を変更したのか、分割出願に係る発明は原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されたどの事項に基づいているのか、分割出願に係る発明が原出願に係る発明、他の分割出願に係る発明と同一でないこと等について説明した書類の提出を求めることができる。
- (5) 先願参照出願の明細書又は図面に記載した事項が、先の特許出願の明細書等に記載された事項の範囲内であるかどうかを容易に理解することができない場合は、審査官は、出願人等に対し、先願参照出願の明細書又は図面に記載した事項が、先の特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されたどの事項に基づいているのか等について説明した書類の提出を求めることができる。
- (6) 明細書等の補正が当初明細書等に記載された事項の範囲内であることが容易に理解することができない場合は、審査官は、出願人等に対し、補正の根拠を説明した書類の提出を求めることができる。また、最後の拒絶理由通知に対応して、又は拒絶査定不服審判の請求時になされた特許請求の範囲についての補正が、第17条の2第5項各号のいずれを目的としてなされたものであるかが不明である場合も、補正が前記目的のいずれかに合致するものであることを説明した書類の提出を求めることができる。
- (7) 誤訳訂正書を提出して明細書等の補正がされているが、誤訳訂正書に誤訳訂正の理由が十分に記載されていない場合は、審査官は、出願人等に対し、当該誤訳訂正の理由を説明した書類の提出を求めることができる。

2. 書類等の提出を求める通知

- (1) 審査官は、通知書として、上記 [1.\(4\)](#) 以外の場合は、審査官通知(期間有)の

「194条の通知(その他)」を用い、上記 [1.\(4\)](#) の場合は、審査官通知(期間有)の「194条の通知(分割出願に関する説明書)」を用いる。

(2) 上記 [1.](#) に規定する書類等の提出を求める場合の指定期間は、意見書提出のための指定期間と同一とする。見本等であって、作成に長期間を要すると判断される場合は、審査官は、その事情に応じて、上記期間と異なる期間を指定することができる。(方式審査便覧 04.09 及び 04.10 参照。)

(3) 審査官は、通知書中には下記文例のように、出願人等がどのような書類等を提出すべきかを具体的に記載する。

(文例)

この出願の請求項 1 に記載された発明を特定するための事項のそれぞれが、実施例のどの部分と対応するかを説明した書類

(4) 上記 [1.\(4\)](#) で提出を求める書類については、出願人に対し出願を分割する際に提出を求めている上申書の記載例(※)に沿って作成するよう求める。

(※)特許庁ホームページ「出願を分割する際の説明書類に関する出願人への要請について(平成 21 年 6 月 29 日)」

https://www.ipo.go.jp/system/patent/shutugan/sakusei/bunkatu_yousei.html

3. 見本等の借用

提出されたひな形又は見本を借用する場合は、審査官は、特実審査周辺システム「審査官業務選択」画面で、「起動業務選択」から「物件借用」を選択する。